

長久手市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会
設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、高齢者福祉計画の見直し及び介護保険事業計画を策定するにあたり、高齢者の福祉の推進及び介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的とし、学識経験者等の意見を聴くため、長久手市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものである。

(職務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査研究する。

- (1) 長久手市高齢者福祉計画に関すること
- (2) 介護保険事業計画に関すること
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 福祉関係者
- (4) 公募による被保険者代表

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱から計画の策定が完了するまでとする。

(委員長職務)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部高齢福祉担当課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成11年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年3月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。